

図-3.2.24(1) 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域）

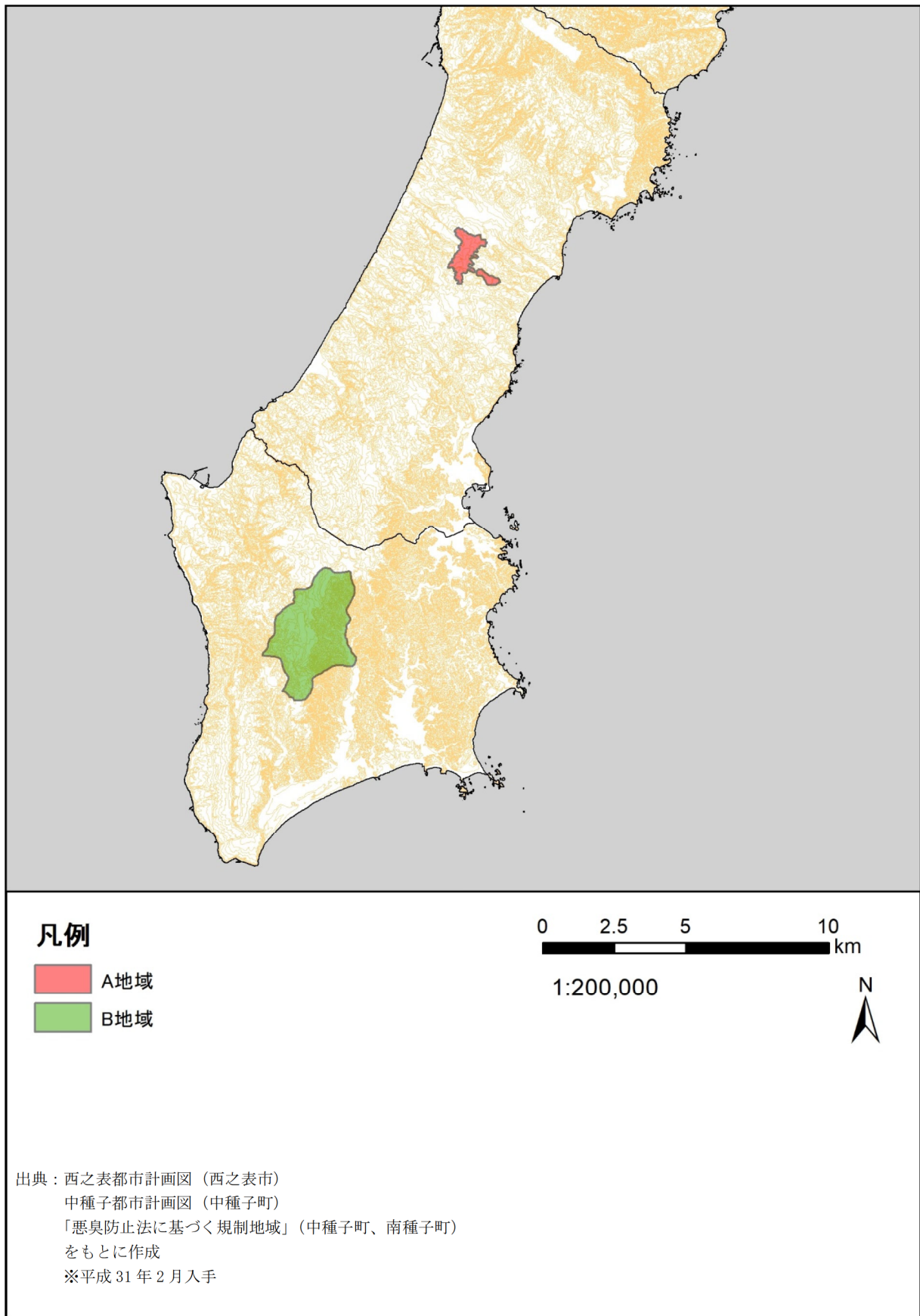


図-3. 2. 24(2) 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域）

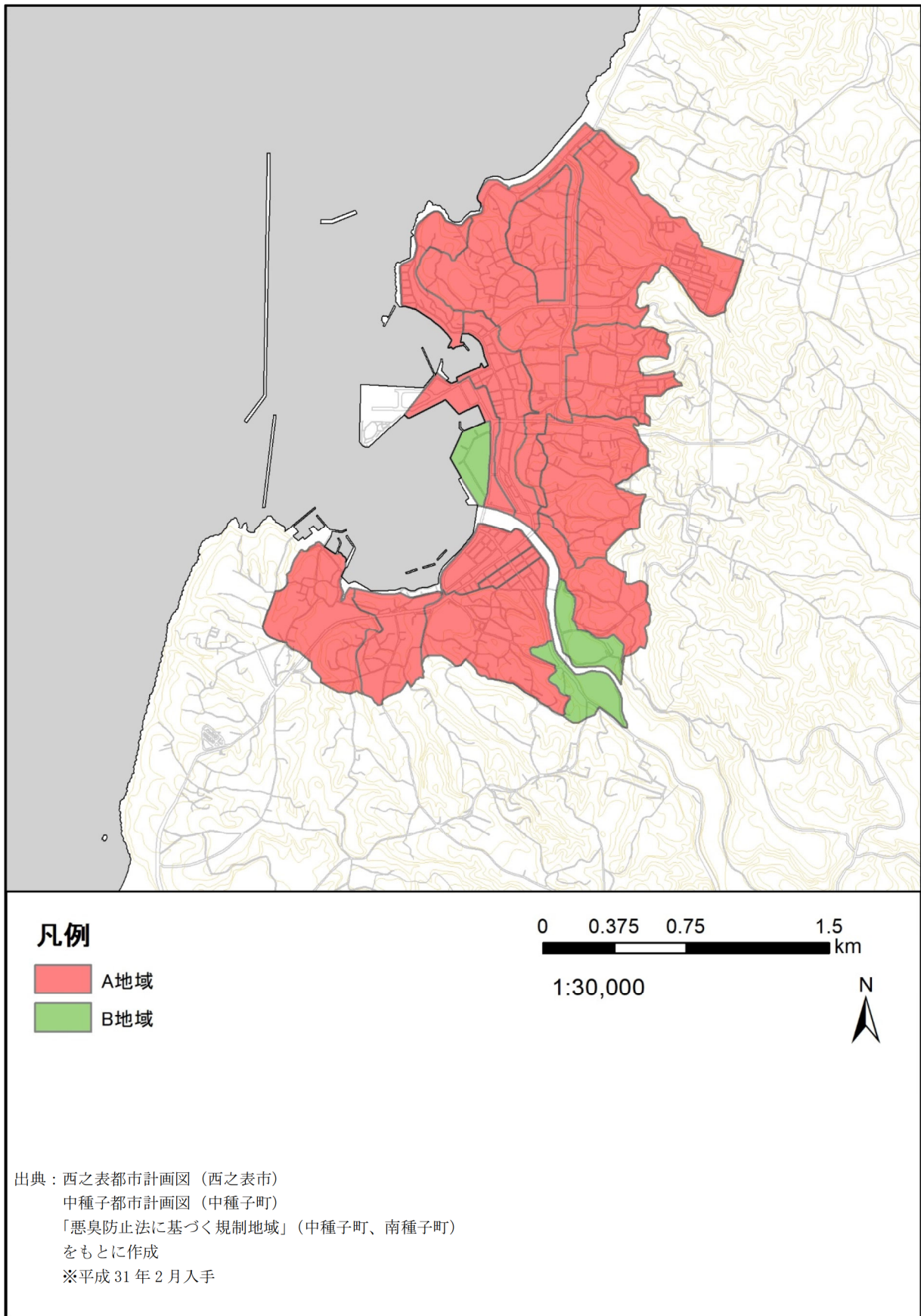
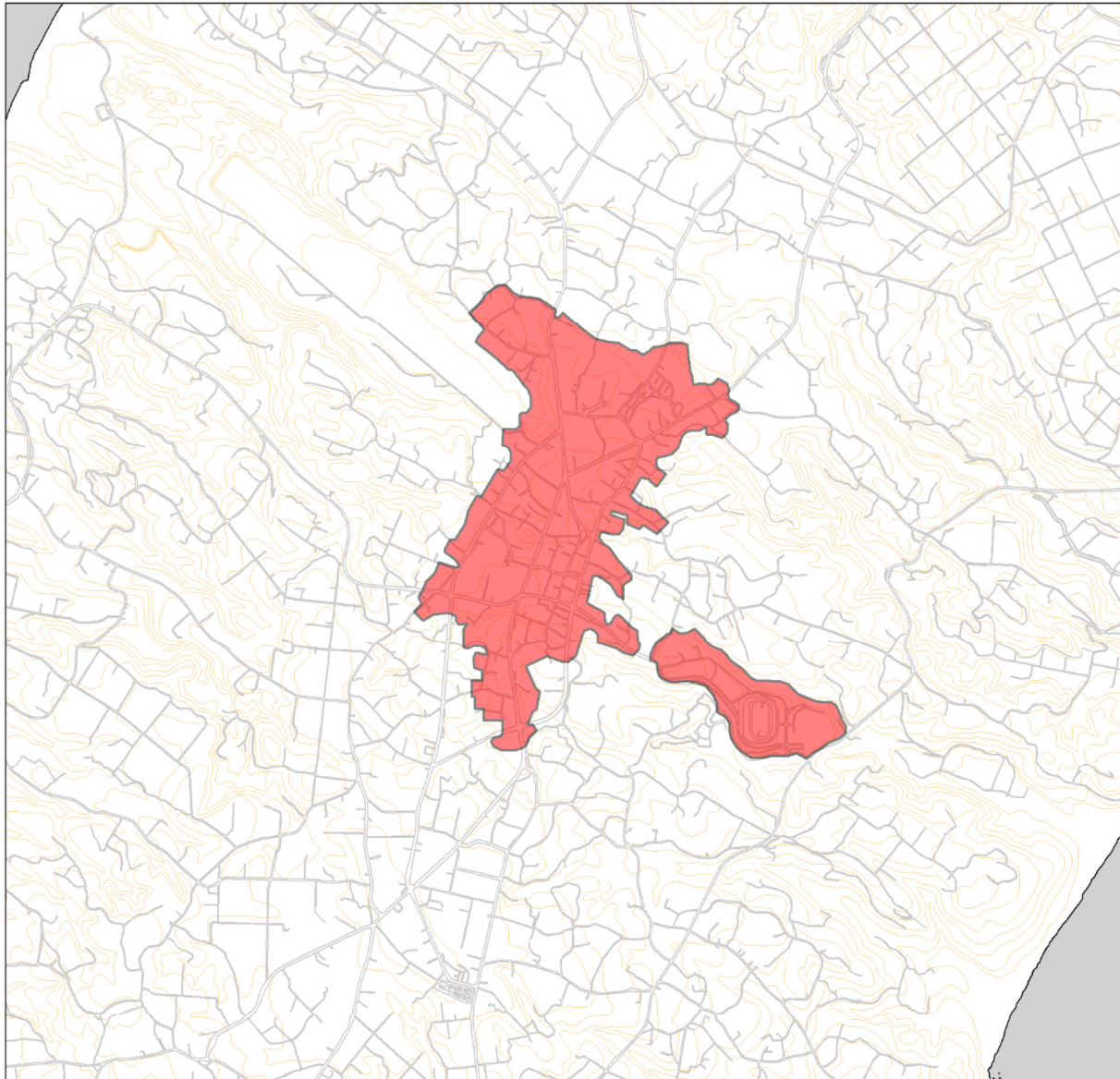


図-3.2.24(3) 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域（西之表市））



凡例

 A地域

0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：西之表都市計画図（西之表市）
 中種子都市計画図（中種子町）
 「悪臭防止法に基づく規制地域」（中種子町、南種子町）
 をもとに作成
 ※平成31年2月入手

図-3.2.24(4) 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域（中種子町））

5) 水質汚濁に係る規制

水質に係る規制の状況は、表-3.2.43 に示すとおりです。

表-3.2.43(1) 水質に係る規制の状況（排水基準（有害物質））

有害物質	許容限度	
	水質汚濁防止法	鹿児島県公害防止条例
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	シアン 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02 mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06 mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	セレン0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素 230mg/L	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素 15mg/L	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和3年環境省令第15号）
「鹿児島県公害防止条例施行規則」（昭和47年鹿児島県規則第14号）

表-3. 2. 43(2) 水質に係る規制の状況（排水基準（その他））

項目	許容限度	
	水質汚濁防止法	鹿児島県公害防止条例
水素イオン濃度(pH) (水素指数)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	5mg/L
銅含有量	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和3年環境省令第15号)

「鹿児島県公害防止条例施行規則」(昭和47年鹿児島県規則第14号)